

所得税・町道民税 申告について

期日が迫ると申告会場は大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申告手続きなどには、「マイナンバーの記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

申告相談日程・会場

■期間 2月16日(木)から3月15日(水)まで ※土曜、日曜を除く
■時間 午前9時から午後5時まで ※最終日のみ支所は午後3時まで

会 場	相 談 対 象
根室税務署 根室市弥生町1丁目18番地 (根室地方合同庁舎)	営業、事業、譲渡、相続、贈与 山林所得者申告者等 すべての申告 消費税申告者
役場1階 103会議室	一般確定申告（給与・年金所得者、還付申告者、簡易な事業所得者等）および町道民税申告
西春別支所、尾岱沼支所	給与・年金所得の確定申告（A表のみ）および町道民税申告

※申告についての詳細は、先月号に掲載していますので、そちらをご覧ください。

問合せ

■根室税務署 TEL 0153-23-3261
■別海町役場税務課課税担当 TEL 75-2111（内線1111・1112）
■西春別支所 TEL 77-2131
■尾岱沼支所 TEL 0153-86-2166
■国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>



軽自動車税に係る届出について

廃車の手続きなどは お済みですか

軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪小型自動車）を所有している方に納めていただく税金です。

自動車税と異なり、軽自動車税には月割課税制度がなく、4月1日現在の所有者だけに課税されます。4月2日以降に軽自動車等を所有した場合、その年度は課税されませんが、4月2日以降に廃車等をしてその年度の税金は全額納めていただくこととなります。

使用できない軽自動車等で今後も使用することがない車を持っている方、または廃棄、譲渡、紛失等の事情で所有する軽自動車等がお手元にない方で手続きが未了の場合は、次年度以降も課税されることとなりますので、廃車等の手続きを済ませてください。

なお、軽自動車等の手続きについては、車種ごとに届出先が違いますのでご注意ください。

①原動機付自転車(125cc以下)および小型特殊自動車 (トラクター、フォークリフトなど)

■届出先 役場総務部税務課
TEL 75-2111（内線1111・1112）
西春別支所 TEL 77-2131
尾岱沼支所 TEL 0153-86-2166

■手続きに必要なもの

廃車する場合 ①標識(ナンバープレート)
②標識交付証明書 ③印鑑
譲渡する場合 ①新・旧所有者の印鑑
②旧所有者の標識交付証明書
③標識番号を変更する場合は標識

※標識等がない場合は、届出先へお問合せください。

②軽自動車(250cc以下の軽二輪、660cc以下の軽四輪)

■届出先 釧路軽自動車協会
釧路市鳥取大通6丁目1番1号 TEL 0154-51-0745
※手続きに必要なものは、届出先にご確認ください。

③二輪小型自動車(250ccを超えるもの)

■届出先 釧路運輸支局
釧路市鳥取大通6丁目2番13号 TEL 0154-51-2522
※手続きに必要なものは、届出先にご確認ください。
問合せ／課税担当(内線1112)



雪道運転に注意

冬期間は、路面状況の変化が激しく、交通事故を誘発する原因が多くなります。事故を防ぐため、下記の道路状況にご注意願います。

■アイスバーン

日中気温が上昇して一旦解けた雪が夜になって再び凍結し、スリップの原因となります。無理をせずスピードダウン、車間距離を十分にとりましょう。

■ブラックアイスバーン

凍りついた路面が、濡れている状態の黒いアスファルトに見えます。冷え込む夜間や朝方などは特に注意しましょう。

■シャーベット状

シャーベット状の雪の隙間からアスファルトが見えているため、あまり危険が無いように思いますが、水分を含んだ雪と氷は滑りやすくなっています。

■新雪が積もっている状態

一面真っ白でどこまでが道路なのか判断しづらく、吹き溜まりや視界不良により、雪にタイヤがはまって動けなくなる危険性があります。路肩を示す矢印やポールを目安にしましょう。

**スピードダウンやシートベルト着用、
早めのブレーキなど冬道にあった運転を心掛け、
荒天時には極力外出を控えるなど
事故を未然に防ぎましょう。**

歳末防犯啓発活動を実施しました

中春別町内会主催の歳末防犯パトロールが実施され、駐車中の車両の施錠および貴重品の放置の確認のほか、町内を巡回する等の啓発活動を行いました。

年末年始に限らず、少しでも家や車を離れるときには、貴重品の携帯、施錠確認を心がけ、犯罪を未然に防ぎましょう。

問合せ／防災交通担当（内線2216・2217）

消防署から

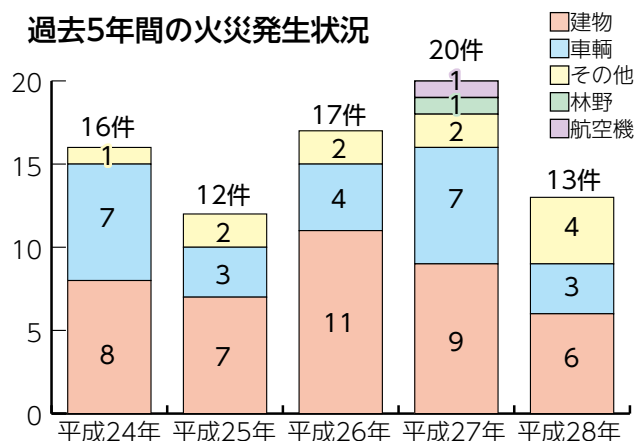
平成28年の火災概要について

平成28年中に町内で発生した火災件数は、13件でした。

内訳は、建物火災6件、車両火災3件、その他火災4件で、火災件数は昨年に比べ7件減少し、損害額も約15,901千円と昨年に比べ約30,785千円の減少になりましたが、貴重な財産が失われています。

火災の発生を防ぐためには常日頃から防火の心掛けが重要となりますので、いま一度火気の取り扱いにご注意ください。

過去5年間の火災発生状況



問合せ／別海消防署予防課 TEL 75-2200



別海消防団出初式

1月5日に、新春恒例の別海消防団出初式が消防庁舎前で行われました。

丹羽消防団長による通常点検が行われた後、消防団員110名と関係者が分列行進を行い、火災予防啓発をするとともに、町民の生命や財産を守る決意を新たにしました。



別海町ごみの減量化大作戦! その27

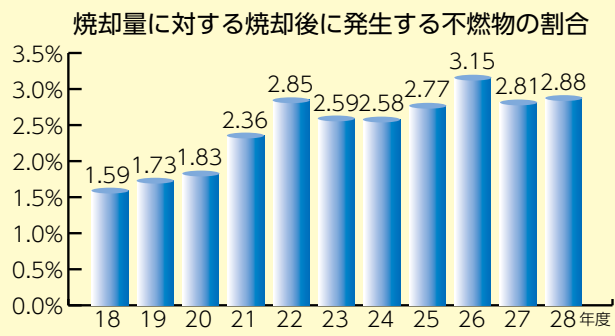
■もえるごみに不燃物を入れないでください

ごみステーションから回収したもえるごみおよびごみ処理場に持ち込まれたもえるごみは、広域ごみ処理施設で焼却処理をしていますが、焼却後に発生した不燃物は、各町の最終処分場に埋立処分しており、その量は、年間300トンを超えています。

不燃物をもえるごみに入れてしまうことで、リサイクルすることができたはずの資源が埋立処分され、焼却施設の故障や一時的な運転停止の対応に迫られ、無駄なコストを要しています。

右のグラフは、焼却量に対する焼却後に発生した不燃物の割合の推移をまとめたものです。(28年度は4月から11月分) グラフからわかるとおり、不燃物の混入が増えています。過去には、鉄パイプやボーリングの玉がもえるごみに混入されていることがありました。

いま一度ごみ出しルールを確認し、ごみと資源の分別をお願いします。



■悪天候時にはごみ収集・ごみ処理を中止します

大雪や暴風雪等の悪天候時には、事故防止のためごみの収集を中止し、ごみ処理場をお休みします。

月1回の収集である「もえないごみ」、「粗大ごみ」等の収集は、代替日を設けて収集しますので、町ホームページを確認していただくか、下記担当までお問合せください。

■キャップのついたペットボトルは回収しません

キャップのついたペットボトルは、ごみステーションから回収しません。回収しないごみ袋がステーションに残ると、他の方の迷惑となります。キャップは、「プラスチック製容器包装」の指定容器(オレンジ色の袋)に入れてください。

■ふとんは粗大ごみで出してください

平成28年4月末までは、袋に入れば「もえるごみ」としていましたが、面積が広いものや長さがあるものは、ごみ処理施設の機械に絡まりやすく故障の原因になるため、「粗大ごみ」として回収し、ごみ処理場にて裁断してから焼却しています。

なお、50cm四方に裁断をしていただいたものは、「もえないごみ」となります。こちらでも、ごみ処理場で中身をチェックしてから焼却しています。

「もえるごみ」は、直接焼却施設に運ばれており、チェックすることが容易ではないため、このようなごみ出しルールとしています。ご協力をお願いします。

■今年のごみ減量大作戦「重点目標」

重点目標 1

生ごみの水切りを徹底しましょう

重点目標 2

家庭での食品の食べ切りを徹底しましょう

重点目標 3

外食時にも食べ残しのないようにしましょう

し尿のくみ取りのお知らせ

3月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹となります。3月にくみ取りが必要な方は **2月20日** までにお申込みください。

また、「すぐにくんでほしい」などの急な申込みは、先に申込みをしている方に大変迷惑をかけることになります。槽が一杯にならなくてもくみ取りは行えますので早めの申込みをお願いします。

問合せ／町民生活担当 (内線1212・1213)



人権擁護委員の委嘱

人権擁護委員は、地域の中で人権擁護に関する思想を広め、いじめや差別などの人権侵害が起きないように地域住民を見守り、人権問題の相談業務や啓発活動を行っています。

このたび1月1日付けで、右記の方が法務局より委嘱されましたので、お知らせします。

問合せ／町民生活担当 (内線1213)



保田千恵子さん
(再任)



池田 實さん
(再任)



棚橋 昌博さん
(新任)